

別紙1(第10条～12条関係)

認定手数料及び確認調査手数料等の額 (消費税込み)

I 認定手数料 (第10条関係)

1 飲食料品 (果実飲料)

- (1) A基準の工場の認定・・・・・・・・・・・・・・・・ 394,800円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・ 10,500円)
- (2) B基準の工場の認定・・・・・・・・・・・・・・・・ 318,150円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・ 6,300円)
- (3) B基準の工場からA基準の工場への切換えの認定・・・・・・・・ 177,450円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・ 10,500円)
- (4) A基準の工場からB基準の工場への切換えの認定・・・・・・・・ 96,600円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・ 6,300円)

2 有機加工食品 (果実飲料)

- 生産行程管理者の認定・・・・・・・・・・・・・・・・ 233,100円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・ 7,350円)

3 上記1及び2において、旧法に基づく本会の認定事業者であって、平成21年2月末日までに新法に基づく認定事業者として申請する場合

- (1) 飲食料品(果実飲料)・・・・・・・・・・・・・・・・ 85,050円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・ 6,300円)
- (2) 有機加工食品(果実飲料)・・・・・・・・・・・・ 59,850円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・ 7,350円)

II 確認調査手数料 (第11条第1項関係)

1 飲食料品 (果実飲料)

- (1) A基準の工場の確認調査・・・・・・・・・・・・ 102,900円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・ 10,500円)
- (2) B基準の工場の確認調査・・・・・・・・・・・・ 85,050円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・ 6,300円)

2 有機加工食品 (果実飲料)

- 生産行程管理者の確認調査・・・・・・・・・・・・ 59,850円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・ 7,350円)

III 臨時確認調査手数料 (第11条第2項関係)

1 飲食料品 (果実飲料)

- (1) A基準の工場の確認調査・・・・・・・・・・・・ 102,900円
(再実地調査がある場合の加算額・・・・・・・・ 10,500円)

(2) B基準の工場の確認調査	85,050円
(再実地調査がある場合の加算額)	6,300円
2 有機加工食品（果実飲料）	
生産行程管理者の確認調査	59,850円
(再実地調査がある場合の加算額)	7,350円
IV 講習会等受講料 （第12条第1項関係）	講習会等開催のつど、別に会長が定める。
V 認定証再交付手数料 （第12条第2項関係）	1件当たり 2,000円
VI 文書交付手数料 （第12条第3項関係）	1件当たり 420円

【備考】

- ① 「A基準の工場」とは、格付のための検査を自己で行う工場をいう。
- ② 「B基準の工場」とは、格付のための検査を第三者機関に委託して行う工場をいう。
- ③ 上記Ⅰ～Ⅲの調査において旅費を伴う場合は、手数料とは別に、調査毎に本会の旅費規程に基づく旅費等が加算される。なお、同一行程で2業者以上の実地調査を行う場合には当該事業者で按分する。